

平成27年11月13日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック関連

－スポーツ関連予算

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費

文部科学省

東京開催が決定した2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功には、東京大会及びそれに向けた今後6年間の夏季・冬季を通じた我が国の代表選手の活躍が不可欠である。このため、従来のJOC補助事業やJPC補助事業等を見直し、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施することにより、2020年東京大会に向けたオリンピック・パラリンピック双方の国際競技力向上を図る。

「2020年東京大会に向けたJOCの目標」

- 金メダルランキング3位以内（20～33個）

「2020年東京大会に向けたJPCの目標」

- 金メダルランキング7位以内（22個）
- 総メダルランキング5位以内（92個）

ポイント

- ① 年度毎に事業評価を行い、翌年度の事業改善に繋げることにより、PDCAサイクルを強化

P：KPIの設定　D：事業の実施　C：KPI・コンプライアンスの検証　A：評価方針・配分額の決定

- ②強化費配分にあたって、競技団体の財政状況等に配慮
- ③コンプライアンス体制などへの取組に対するインセンティブを検討

主な活動

◇国内外強化合宿、チーム派遣、チーム招待

オリンピック強化指定選手及びナショナルチーム等の代表選手の強化を図るための合宿の実施や国際競技会への派遣、海外チームの招待。

◇ナショナルコーチ・専任コーチの設置

中・長期的な強化プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチ及び合宿や大会に帯同して技術的・戦術的指導を行う専任コーチの設置。

◇ターゲットエイジの育成

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における活躍が期待されるターゲットエイジの育成・強化。

平成26年「秋のレビュー」の指摘事項等に対する取り組みについて

【競技力向上事業】

指摘事項 1

東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。また、メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。

(対応)

平成26年の秋のレビューの指摘等を踏まえ、平成27年度の事業実施に伴い、各競技のKPI（各競技の国際大会のメダル数や順位など）を設定して成果を検証することで、選手強化事業におけるPDCAサイクルを強化する。

平成26年「秋のレビュー」の指摘事項等に対する取り組みについて

指摘事項 2

各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。また、補助の配分に当たっては、各競技団体におけるコンプライアンス遵守態勢を考慮することにより、コンプライアンス遵守のインセンティブを高める工夫が必要ではないか。

(対応)

平成26年の秋のレビューの指摘等を踏まえ、平成27年度の各競技団体への強化費の助成については、対象活動の2/3補助を基本として、財政状況が厳しい競技団体に対しては一定の配慮を行う。

また、各競技団体のコンプライアンス遵守態勢について調査し、その結果を配分等の評価に反映する。

平成26年「秋のレビュー」の指摘事項等に対する取り組みについて

【その他】

レビューシートの記載等をより充実させることで、事業内容の透明性を向上。

(対応)

支出先上位10者リストについては、「公共調達 of 適正化」(平成18年8月25日財務大臣決定)で定める契約に係る情報の公表の基準により、他の契約の予定価格を類推されるおそれがある契約については非公表としたところ。

今後、契約の内容をさらに精査した上で、類似の契約案件が予定されないと判断されるものについては、情報開示する。

(参考)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日 財務大臣決定)

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約 (国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)第31条の方式による米穀等及び麦等の買入りに係るものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(中略)

- ⑦ 予定価格 (公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ⑧ 落札率 (契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)